

日置市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業費交付金事業提案募集要項

1 目的

第3期日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進を図るため、日置市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業費交付金交付要綱（令和5年日置市告示第46号）に則り、事業提案を募集するものです。

人口減少が進む中であっても、性別や世代を問わず、市民が楽しく、安全・安心に暮らせる持続可能なまちづくりを目指すため、地域内外の多様な企業等と連携して課題解決を図る取組を推進することを目的としています。

2 提案事業者の要件

事業提案者は、次の5点すべてに該当する事業者が対象となります。

- (1) 市内に営業所、事業所等を有する法人又は団体であること。ただし、市長が特に認める場合を除く。
- (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (3) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 市税その他の市の徴収金に滞納がある者でないこと。

3 対象となる事業及び交付金の額

提案する事業は、総合戦略の4つの基本目標に合致する地域課題の解決に向けた事業が対象となり、交付金の額は、提案事業の実施に必要な費用に充てるために市が企業から受けた企業版ふるさと納税の額の範囲内の額となります。

4 交付金対象経費

交付金の対象・対象外経費例

項目	対象経費例	対象外経費例
人件費	事業実施のために雇用した職員等の給与及び社会保険料等や事業実施に伴う委員会の委員報酬	事業者の通常の業務に関する人件費等
報償費	催し等の講師、専門家等への謝礼や事業につながる事業者構成員のスキルアップのための講習会等の講師謝金	事業者構成員への謝礼、記念品、手土産第等
旅費	講師等の活動場所までの交通費、宿泊費等実費や事業者構成員の事業に係る交通費、宿泊費等実費	参加者及び事業者構成員の通常の活動に係る交通費、宿泊費等
需用費		
・消耗品費	資料等の用紙代、事業実施に必要不可欠な材料費、消耗品等	事業者の通常の業務に関する消耗品費等
・燃料費	事業実施に要する車両等の燃料費等	事業者の通常の業務に関する燃料費等
・食糧費	講師等の昼食代等 ※社会通念上妥当とみなされるものに限る。	参加者及び事業者構成員の食事代等
・印刷製本費	チラシ、テキスト等の印刷、資料のコピー、写真現像等	対象事業以外の印刷製本費
・光熱水費	事業実施に要する事務所等の水道光熱費	事業者の通常の業務に関する水道光熱費
役務費	事業実施に伴う通信運搬費、広告料、手数料、事業の開催時にかける保険料等 ※原則、保険料の対象は不特定多数の参加者を対象としたイベントに係る保険料となります。個々の名前で申込をするべき保険料は各自の負担となります。	対象通信分の説明ができないインターネット、電話代等
委託料	事業者が行えない業務（運送、会場設営等）を外部に委託した費用	事業の再委託料
使用料及び賃借料	イベントなどの際に使用する会場の使用料、機器等のレンタル・リースに係る賃借料等	事業者の通常の業務に関する使用料や賃借料
工事請負費	事業実施に特に必要と認められる土地、工作物等の造成又は改造の工事や工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費 ※対象事業で使用する会場等に関する修繕については、個人及び事業者の資産形成に資さない軽微な修繕で、原状回復のために要する費用を対象とします。	事業者の通常の業務に関する工事請負費
原材料費	事業実施に要する工事、生産、工作のため使用される材料又は建築物の構成部分となる材料等	事業者の通常の業務に関する原材料費
備品購入費	事業実施に特に必要と認められる備品購入費 ※原則、耐用年数が複数年あり、単価が10万円以上の備品のうち、対象事業にのみ使用される備品に係る購入費が対象となります。	事業者の通常の業務に関する備品購入費
負担金	事業につながる事業者構成員が参加する講習会の資料代等、参加費用等	事業者の通常の業務に関する負担金

※ 領収書等により支払いの確認ができないなど、事業実施事業者が支払ったことを明確に確認できない経費は、対象としない。

※ 事業に直接関係のない経費、社会通念上適当でないと認められる経費は、対象としない。

※ 交付金の交付決定日より前に支出された経費は対象としない。ただし、事前着手の届出を行っている場合は、当該届出日以後に支出された経費は、対象とする。

※ 交付金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した「不動産及びその従物」、「機械及び器具（取得単価50万円以上の備品等）」、「その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要が認められるもの」について、取得から10年以内に交付金対象事業以外の目的で使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「処分制限期間」という。）に基づき、交付を受けた交付金のうち、処分制限期間未経過分に係る交付金の額に相当する額の返還が必要となる。（日置市補助金等交付規則第25条）

5 スケジュール

事 項	時 期
事業提案受付	毎年10月11日から12月10日まで ※随時ご相談可能ですが、原則、上記の期間内で事業提案をお願いします。 ※休日、祝日の場合は、翌営業日を受付の開始、終了とします。
事業提案の審査 （プレゼンテーション）	2月中旬
審査結果通知	3月上旬
交付金交付申請受付	4月以降 ※企業からの寄附申出書を市が受け付けた日の翌日から起算して30日以内を期限とします。
交付金交付決定通知	7月以降（予算議決後）
交付金実績報告書の提出	事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日まで

6 提出書類

- (1) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業提案書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 法人の登記事項証明書の写し
- (5) 定款の写し（原本証明のあるものに限る。）

7 事業提案受付

- (1) 受付期間 毎年10月11日から12月10日まで
※休日、祝日の場合は、翌営業日を受付の開始、終了とします。
- (2) 受付場所 日置市役所企画課政策推進係（本庁舎2階）
- (3) 提出方法 日置市役所企画課政策推進係まで持参か郵送もしくは電子メールにてご提出ください。
- (4) 注意事項
 - ア 随時ご相談可能ですが、原則、上記の期間内で事業提案をお願いします。
 - イ 提案事業への寄附見込企業が1社以上ないと提案できないものとします。
 - ウ 事業が採択された場合は、日置市ホームページ等により、当該事業に係る提案者、内容、事業費等が公表されることに同意するものとします。
 - エ 事業提案受付後に、対象事業者の要件に合っているか確認します。要件を満たさない場合は、提案できませんのでご了承ください。

8 事業提案の審査

- (1) 審査会の設置

本市が採択する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした日置市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業交付金事業提案審査会（以下「審査会」という。）を設置します。

なお、審査会は提案事業の選定への参加があった場合に開催し、非公開とします。
- (2) 審査方法
 - ア 審査については、事業提案書等の書類及び提案者による事業計画説明（質疑応答を含む。）のプレゼンテーションをもとに、次に規定する審査項目に基づき審査を行います。
 - イ 総合戦略に記載されている基本的方向に効果がある事業で、「総合戦略に関する評価事項」と「交付金の適正に関する評価事項」の各項目により、以下の基準をもって採点を行います。

評価事項	ポイント
総合戦略に関する評価事項	①から④までのうち、1つ以上の効果がある事業でなければならない。
①「選ばれる」日置へ。豊かな地域資源を力に、新たな仕事と活力と経済循環をつくる	・新規創業や企業の経営基盤強化の支援と雇用の創出につながる企業誘致や人材確保に資する事業であるか。 ・農林水産業における担い手確保や経営基盤の強化への支援、生産基盤の整備に資する事業であるか。 ・自然や歴史、アート、伝統、食、スポーツなどの地域資源を活かした、戦略的な観光に資する事業であるか。
②「安心して暮らし続けられる」日置へ。未来へつなぐ、持続可能な暮らしの基盤をつくる	・地域の力や先進技術を活用し、社会の変化に対応した暮らしのための仕組みの構築に資する事業であるか。 ・地域内資源循環を促すなど、次の世代に豊かな自然環境をつなげる取組の推進に資する事業であるか。 ・日常生活から災害等の非常事態時対応まで、安全安心に暮らす力を育てる事業であるか。
③「多様な未来が咲き誇る」日置へ。挑戦と応援が循環し、誰もが活躍できるまちをつくる	・こどもたちが未来に希望を抱ける社会の実現の促進に資する事業であるか。 ・挑戦したいと思える環境を整備し、挑戦する人を応援できる仕組みの構築に資する事業であるか。 ・関係人口の創出・拡大と人材の流入促進に資する事業であるか。 ・自治会や地区をはじめとする様々なコミュニティの活動や協働の取組の促進に資する事業であるか。
④「若者も、女性も、誰もが輝く」日置へ。誰もが主役の、新しい地域社会をつくる	・地域や多様な関係者の支援体制の構築により、安心して出産・子育てができる環境の整備に資する事業であるか。 ・違いや個性を尊重し合い、ともに生きられる社会の実現の推進に資する事業であるか。 ・多様な働き方を生み出す事業者との協働や支援の推進に資する事業であるか。

交付金の適正に関する評価事項	交付金を交付することが適正な事業かを判断する評価事項として⑤から⑬までの9つの視点を取り入れる。
⑤公益性	・事業の効果が多数の市民に広く及ぶものであるか。 ・公共の利益に資する事業であるか。
⑥必要性	・地域課題や地域を活性化させる要素を的確に捉え、その解決や実現に結びつく事業であるか。 ・市民ニーズに合致した事業であるか。 ・行政と市民のパートナーシップの観点から、真に市が交付金を交付すべき事業であるか。
⑦有効性（効果）	・事業の客観的な効果が十分に認められるものであるか。 ・市で直接行うことが困難で、他の団体等で実施した方が効果的・効率的と考えられるものであるか。
⑧独自性	・先駆的・創意工夫・独自性などの柔軟な視点がみられる事業であるか。
⑨発展性	・他の地域への広がりや他事業者とのネットワーク形成などが期待できる事業であるか。
⑩妥当性	・交付対象経費や交付金額は妥当かつ明解であるか。
⑪公平性	・対象事業者に交付する明確な理由があり、民間事業者の圧迫等になっていないか。
⑫持続性	・交付金が交付されなくなっても事業を継続できるか。
⑬自主性	・事業の実施に対する意欲や熱意があるか。

(3) 審査結果の通知

審査会での評価や意見を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業採択（不採択）通知書」により提案事業者へ結果を通知します。

9 交付金交付申請

審査会において交付金採択事業に決定した事業について、事業者は交付金の交付申請手続きを行っていただきます。交付申請書の提出期限は、採択事業に対する寄附申出書を市が受け付けた日の翌日から起算して30日以内となります。

事業の効率的な実施を図るため又はやむを得ない理由により交付金の交付決定前に事業に着手する場合は、着手する日までに、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業事前着手届により届出を行ってください。

10 事業実施

(1) 事業実施期間

原則、交付金交付決定日から、事業開始年度内の事業が完了するまでとなります。

(2) 事業の変更・中止

交付金の額や事業の内容の変更、事業の中止を行う場合は、市に承認の申請を行っていただく必要があります。

11 交付金の請求及び実績報告

日置市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業費交付金交付要綱をご確認ください。

12 お問い合わせ先

日置市 総務企画部 企画課 政策推進係

住所 〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地

電話 099-248-9403

E-mail seisaku@city.hioki.lg.jp